

転居に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

[★]マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口		受付済
住所	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）		（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	本庁舎1階 4番窓口	市民課	★
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードができ上がりましたら、新住所あてに お知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は 再申請が必要です（無料）		※再申請を希望する場合は受付窓口で ご相談ください			★
	在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書の いずれかを所持の方	カードの券面記載事項変更（住所変更）		（お持ちの方） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書	本庁舎1階 5番窓口		★
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります ※手続きは不要です					—
国民健康保険・年金	国民健康保険に加入している方、又は加入する方	国保加入関連 	限度額認定証など 				
	→69歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付		旧住所の国民健康保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★
	→70歳から74歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付		旧住所の国民健康保険証兼高齢受給者証、 資格確認書			★
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更申請		・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額 減額認定証 など			★
	75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格変更手続き （資格確認書又は資格情報の お知らせは後日郵送） 		旧住所の後期高齢者医療保険証、 資格確認書			★
	→各種認定証をお持ちの方	任意記載事項が併記された新しい資格確認書の申請 （後日郵送）		・本人確認書類 ・旧住所の資格確認書、認定証 など ※記載する任意記載事項を変更しない 場合、申請不要			★
	年金を受給中の方 日本年金機構に送付先設定を行っている方など	住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ		・本人確認書類 ・基礎年金番号、 又はマイナンバーを確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★
長寿・障がい	介護保険証をお持ちの方 （65歳以上又は要介護認定を受けている方）	介護保険証の住所変更		介護保険証	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★
	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など	身体障害者手帳以外は障害福祉課及び鶴崎・穂田市民 行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付		◇
	自立支援医療受給者証（精神）を持っている方	受給者証の住所変更		自立支援医療費（精神通院） 受給者証	障害福祉課及び鶴崎・穂田市民行政センター内 の東部・西部保健福祉センターのみで受付		◇
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要		重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方）	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★
	障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当を受 給している方	市内転居		受給者のマイナンバーが分かるもの			★
	障害者手帳（身体・療育A1、A2）をお持ちの方 ※障がい者タクシー利用券併用不可	有料高速道路割引の住所変更		障害者手帳・車検証 ETCカード・車載器管理番号が分かる もの（ETC利用されている方のみ）			★
子ども	小学生・中学生のお子さまがいて、通学区域が変わる方	転校手続き ※交付された入学通知書通り転校する方は、転校先 の学校で手続き 校区外の学校に通学したい場合は児童生徒支援課 にて手続き		前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 （学校に提出）	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—
	児童手当を受給している方、又は受給者の配偶者で、 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）） 世帯構成に変更がある方	(1) 進学や仕事の都合等で受給者と児童の住所 （世帯）を異にする場合は、住所変更及び 別居監護の申立 (2) 離婚を前提に現受給者と別居する場合には、 受給者交代の手続き（受給者交代を希望する場合） 		(1)の場合 ・窓口に来る方の顔写真付き本人確認 書類 (2)の場合 ・窓口に来る方の顔写真付き本人確認 書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの （受給者交代の場合） ・申請者の健康保険の資格情報が確認 できるもの（受給者交代の場合で3歳未満 の児童がいる場合のみ） ・離婚協議中と分かる書類 （受給者交代の場合）	別館3階	子育て支援課	★
	子ども医療費受給者証をお持ちの方で、 世帯構成に変更がある方	受給者変更等の手続き 		子ども医療費受給者証			★
	児童扶養手当の認定を受けている方	児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください			★
	ひとり親家庭等医療費助成の認定を受けている方	ひとり親家庭等医療費助成の住所変更		ひとり親家庭等医療証 ※同居する方のマイナンバーが分かる ものが必要な場合があります			★
	就学援助の認定を受けている方	学校、若しくは受付窓口への届出 ※状況により再申請が必要な場合があります		※受付窓口でご相談ください	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要		重度心身障害者医療費受給者証			★
料金	上下水道を使用する方、又は使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届 ☎お電話、又はインターネットでも手続きできます		・水道使用開始届 ・水道使用中止届	上下水道局 料金センター 097-538-2416		★
					本庁舎1階 7番窓口	市民課	

転居

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当ではまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
その他	犬を飼っていて、住所や電話番号等が変わった方	犬の登録事項変更届（市内変更）		登録（鑑札）番号が分かるもの	大分市保健所 2階 衛生課 大分市動物愛護センター 097-588-2200	★
	市営住宅を退去する方、又は市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き		※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください	本庁舎 6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅管理センター：097-533-1674 （株）大興産 第2大分市営住宅管理センター：097-536-2555	—
		市営住宅の同居手続き				
	ごみの出し方のご案内	ごみ収集カレンダー		※お住まいの自治区によりごみを出す日が異なります	本庁舎 1階 7番窓口 市民課	★
公共手続	大型・粗大ごみの処分が必要な方	有料収集の申込み		※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀関支所 097-575-1122	—
	郵便局	郵便の転送手続き		本人確認書類	大分中央郵便局 0570-943-452 （ナビダイヤル（通話料有料））	
公共手続	運転免許証	運転免許証記載事項変更		・運転免許証 ・マイナンバーカード、住民票等（詳しくはお問合せください）	大分県警察本部運転免許課 097-528-3000	

2025. 7. 31現在

引越しワンストップサービス〈大分市内での引越し〉

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで引越し（市内）手続きの来庁予定の連絡ができます。
〔住所、氏名などを事前に入力していただくため、来庁時に届書の記載が不要になります〕
- ・引越し後の手続き（転居届）は、マイナポータルから行えないため、必ず来庁が必要です。



大分市

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ～ 夕方5時15分
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです）

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長



097-534-6111(代表)



WEB



市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

転居

(大分市内で引越し)

大分市内で引越しされた方へ

※世帯分離・世帯主変更も
このチェックシートをご利用ください

本庁舎 1 階
市民課 5 番窓口 に

各支所で届出される方は最寄りの支所に
お越しください

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」又は「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」
- ・委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。



大分市 公式
LINE
友だち募集中！



ごみの出し方など、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1 点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など＞



運転免許証



マイナンバーカード

その他、
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2 点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証又は資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。